

平成22年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年3月3日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月3日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘	企画情報 課 長	鈴木 智久
		税務課長	長尾 彰夫	収納課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保 險 医 療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		高齡介護 課 長	佐藤 一夫	福 祉 ・ 児 童 課 長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土 木 課 長	水野 久夫
		次 長 兼 農 政 商 工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消防本部 総務課長	浅野 睦	
教育委員 会事務局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)			
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	1 2 番	山 田 乙 三	1 3 番	伊 藤 正 昇

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
- 日程第6 議案第1号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第2号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第3号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第4号 平成21年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第5号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第6号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第7号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 所信表明
- 日程第14 議案第8号 町制施行120周年特別表彰について
- 日程第15 議案第9号 蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 町道路線認定について
- 日程第23 議案第17号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第24 議案第18号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第25 議案第19号 海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第26 議案第20号 海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第27 議案第21号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減

		少及び規約の変更について
日程第28	議案第22号	海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について
日程第29	議案第23号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第30	議案第24号	平成22年度蟹江町一般会計予算
日程第31	議案第25号	平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第32	議案第26号	平成22年度蟹江町老人保健特別会計予算
日程第33	議案第27号	平成22年度蟹江町土地取得特別会計予算
日程第34	議案第28号	平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
日程第35	議案第29号	平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
日程第36	議案第30号	平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
日程第37	議案第31号	平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
日程第38	議案第32号	平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第39	議案第33号	平成22年度蟹江町水道事業会計予算
追加日程第40	選挙第1号	海部地区環境事務組合議会議員の選挙
追加日程第41	同意第1号	蟹江町副町長の選任について
追加日程第42	議案第1号	平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)
追加日程第43	議案第17号	海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について
追加日程第44	議案第18号	海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について
追加日程第45	議案第19号	海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
追加日程第46	議案第20号	海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
追加日程第47	議案第21号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
追加日程第48	議案第22号	海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について
追加日程第49	議案第23号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成22年第1回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

西尾張CATV(株)より、本日並びに代表質問の撮影、放送許可願が提出されましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放送することを許可いたしました。

伊藤教育部次長より、入院の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

あいさつした。

議長 大原龍彦君

皆様のお手元に議会運営委員会報告書並びに議事日程が配付されております。

中村英子君より、検査のため午前の会議を欠席したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで去る2月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る2月の25日木曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず1番目、会期の決定についてでございます。本定例会の会期は、本日3月3日水曜日から3月25日木曜日までの23日間といたします。

2番目、議事日程についてであります。まず、本日3日、初日でございます。議案上程、付託・精読、町長の所信表明演説、その後、人事案件2件、補正予算案(第7号)1件、規約変更案件7件を追加日程により審議・採決を行います。終わりましたら、全員協議会を行います。

4日木曜日でございますが、3日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

9日火曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議

案第 8 号及び議案第10号から第13号の 5 件の審議をお願いいたします。午後 1 時30分からは、防災建設常任委員会を行います。

11日木曜日は、代表質問を行います。代表質問が終わりましたら、議会運営委員会を開催いたします。なお、広報編集委員会は議会役員改選後に開催するため、今回は開催をいたしませんので、よろしくお願いいたします。

次に、12日金曜日は、11日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

16日火曜日は、予算審議を行います。

17日水曜日は、16日に終了しなかった場合に引き続き行います。

23日火曜日は、最終日でございます。追加議案上程（精読）、委員長報告後議案審議・採決、追加議案審議・採決となっております。

そして、25日木曜日は予備費といたします。

以上が、3月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番目、人事案件についてでございます。

（1）番、「選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙」は、初日に追加日程により選挙を行います。

なお、選挙の方法は議長の指名推選といたしまして、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたしまして、組合議会議員を選出いたします。

（2）番、「同意第1号 蟹江町副町長の選任について」は、初日に追加日程により審議・採決をいたします。

なお、選任同意された本人が在籍しているときは、自席であいさつを行っていただきます。

4番目、「先議議案について」でございます。

（1）番、「議案第1号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」及び（2）番、「議案第17号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」から、（8）番の「議案第23号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの以上8件、本日追加日程により審議・採決を行います。

次に、代表質問についてであります。質問の順序につきましては、1番、新政会 吉田正昭君、2番、21フォーラム 私、黒川でございます。3番、清新クラブ 高阪康彦君、4番、公明党 松本正美君、5番、日本共産党 林英子君の順で行います。

なお、民主党 中村英子君は、体調不良のため辞退の申し出がございましたので、よろしくお願いいたします。

（2）番の質問場所についてであります。最初の質問は登壇をして行い、再質問は質問席で行います。

（3）番、質問項目につきましては、通告書を本日正午までに議長へ提出をしていただき

ますようお願いを申し上げます。

6番、予算審議であります。審議の方法は、先例により行います。

(1)番、一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとし、歳出は、款ごとに1人3回までといたします。

(2)番、特別会計・水道事業会計は、会計ごとに1人3回までといたします。

7番の意見書についてであります。12月定例会で継続となっております下にあります(1)から(3)及び12月定例会以降に提出をされております(4)番から(9)番の意見書の取り扱いにつきましては、代表質問終了後、本委員会を開催をし、協議することになっております。1から9につきましては、お目通しのほどよろしくをお願いを申し上げます。

次に、8番目、追加議案についてであります。「藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結について」を最終日の冒頭に追加上程をし、精読の後、審議・採決を行います。

最後になりました9番、その他であります。

(1)は、政務調査費についてであります。22年度の交付申請及び前期分の請求書を、3月16日火曜日までに、21年度の収支報告書を4月16日金曜日までに議会事務局へ提出をお願いいたします。

(2)は、議員発議における議案番号の例示についてであります。本定例会から、町長提出議案と議員発議による提出議案等を区別するために、議員発議による議案の例示を「議案第 号」から「発議第 号」へと改めることになりましたので、よろしくをお願いを申し上げます。

3番、代表質問の日程についてであります。22年度から弥富市議会も、ケーブルテレビによる議会放映が始まることになりました。そのため、今後の放映日は、津島市、弥富市、本町の3市町での日程調整が必要となってまいりました。また、津島市と弥富市は、本町より次期定例会の日程を決めるのが早いため、今後、各定例会における代表質問・一般質問の日程につきましては議会事務局で調整することになりましたので、よろしくをお願いを申し上げます。

なお、6月定例会一般質問の日程は、6月の16、17、18のうちの2日間となりましたので、よろしくをお願いを申し上げます。

9月定例会以降の一般質問・代表質問の日程につきましては、それぞれ第1回目の本委員会の決定事項の中で随時報告をさせていただく予定ですので、よろしくをお願いを申し上げます。

以上、報告にかえさせていただきます。よろしくをお願いをいたします。

(9番議員降壇)

議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 大原龍彦君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番山田乙三君、13番伊藤正昇君を指名いたします。

議長 大原龍彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

議長 大原龍彦君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第121条第1項、ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり平成22年1月26日、名古屋市で開催されました「地方分権・道州制セミナー」に、菊地久君初め5名を派遣しましたので、報告をいたします。

議長 大原龍彦君

日程第4 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

議長 大原龍彦君

選挙理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号は午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いしたいと思います。また、選出されましたら議長までご報告をお願いいたします。

議長 大原龍彦君

日程第5 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題とします。

提案に先立ち、水野副町長から発言したい旨の申し出がありましたので許可をいたします。

副町長 水野一郎君

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私、このたび一身上の都合によりまして、この3月をもちまして退任をさせていただくことになりました。昨年6月の議会にて2期目の選任のご同意を賜りましたが、最近になりまして体調を崩すことがたびたびございまして、これ以上続けることは多くの皆様方にご迷惑をおかけすることとなり、また体力的にも限界と判断をいたしました。また、ご心配をおかけしております税等の滞納問題につきましては、その責任の一端を痛感しておりますとともに、任期途中で退任をさせていただくことを重ねておわびを申し上げます。

昭和40年に公職をさせていただきまして、45年間務めさせていただくことができました。その間、議員の皆様方には格別なご指導とお力添えを賜りました。まことにありがとうございます。心より厚くお礼申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本当に長い間お世話になり、ありがとうございました。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明を求めます。

町長 横江淳一君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

ここで河瀬産業建設部長の退席を求めます。

(産業建設部長退席)

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

河瀬産業建設部長の入場を許可いたします。

(産業建設部長入場)

議長 大原龍彦君

日程第6 議案第1号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 水野一郎君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

ちょっとお尋ねいたしますが、繰越明許費の補正で、事業名でありますけれども、きめ細やかな臨時交付金事業という形になっておりますけれども、このきめ細やかな臨時交付金というのは、私は初めて聞いたような気がして仕方がないわけでございますけれども、これは藤丸中央線の道路の整備工事を該当させるためなのか、国自身がこういう勝手な、勝手ちゃいけません、優しいお言葉の交付金をお出しになって、「どうぞ、おやりください」というような形での国庫からの支出金なのか、その辺はどんなようなことなのかを、ちょっと教えてもらいたいと思います。

政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

これは地域活性化・きめ細やかな臨時交付金ということで、あすの安心と成長のための緊急経済対策ということで、21年の12月8日に、今の政権の閣議決定をされてできた交付金でございます。そういう中で、今まで経済危機対策交付金とか、公共投資とかというのはありましたが、今回につきましては地元の中小企業、零細事業者の受注に資するようなきめ細かなインフラ整備を想定しておるということで、このような交付金の使途を考えたわけでございます。

以上でございます。

10番 菊地 久君

新政権になってからの新しい考え方でこういう形が出たと思っておりますけれども、この該当する事業として、こういう土木事業のほうに該当させた事業というのがよろしかったのかどうか、趣旨目的からいって、地域における産業、土木事業もありましょうし、いろんな生活上の問題もありましょうけれども、その選択、国からこれをやりなさいということではないと思いますので、ここの事業として藤丸中央線の道路整備工事にそれを該当したというのは、その工事をやる事業主体、事業というのは道路工事あるいは土木事業者ですね。土木工事事業者の生活、事業援助だとか、こういうような形を該当にここへ持ってきたんだよと、こういうふうにとらえていいのかどうか。それ以外に出されてきた国庫支出金について、ほかに何かこういうものはなかったのかどうか。これは繰越明許費でお使いですので、今ここで予算を組みましても、ことし3月までやるわけではありませんから、そうすると来年度まで、次年度まで引き続いてやれる事業であるわけです。そういうような事業、ここに限定をされたのはなぜか。

ほかの例えば一般財源の中で、来年度、22年度の中で土木事業として支出をしたり、事業をやったりということも可能であるわけですね。だから、その辺のところはなぜか。早急に必要だったのかどうか。例えば3月31日までに支出をしたかったと、そういうような事業が残っておるだとか、これに使ったほうがよかったとかいう思いというのはたくさんあるわけでございますけれども、ここに限定をしたという趣旨がちょっと理解しかねますので、もう一度、なぜここにこの臨時交付金を充てたのか。それで繰越明許を使って、単年度、2年度ですね、おやりになろうと。あと入札等々のときにどのような形出るかわかりませんが、いつ工事をやって、いつが納期なのか。6月いっぱいなのか、5月、わかりませんよ。それは次のこと、わかりませんが、ちょっとその辺が理解に苦しんでおりますので、もう一度ちょっと、なぜここに割り振ったのか。ほかにはなかったのかどうか。それについてもう少しお答えください。

政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、実は国から来ております交付金に対するQ & Aというのがございまして、そういう中で、要は危険な橋梁の補修とか、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や、都市部の緑化、森林における路網整備などのようなとあるが、というような交付金の内容でございましたが、それに答えまして、列挙されている事業は例示であり、きめ細かなインフラ整備であればこの事業に限定していないということで、この事業につきましてはインフラという基盤整備でございますので、これに最も該当するのではないかとということで、私どもとしてはこの事業を選定させていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

10番 菊地 久君

拡大解釈をしていけばそういうことだと思うんですけども、この藤丸中央線は、区画整理事業の一環の中で全体整備をしようじゃないかという計画的な事業工事なんですよね。その計画に入っている街路であるわけです。それを今回、政府のほうからきめ細やかな臨時交付金だよという形で、各自治体の中で今必要とされるものは何かないかと。この辺をやりたけれども、金がないので今までできなかったと。ああ、ちょっとでもお金が来たらこれでやろうよと。緊急を要するだとか。で、インフラといえば全部事業なるわけですけども、基本的には、それは私は基本で来ておると思っておるわけ。しかし、基本とちょっとかけ離れた財政支出ではないかなと、こういうふう思うわけ。私の理解はね。だから、どうして国から来た国庫支出金をここに充てて事業をしなければならなかったのか。ほかには何もなかったのか。ほかにはなかったか。

例えば生活道路で排水の問題もありましょうし、この排水を何とかはよしてもらいたい。悪臭が漂ってどうもならんじゃないかだとか、こういうところの交差点の改良をやってもらいたいとか、いろいろな事業っていっぱいあると思うわけですよ。町の中でも羅列してい

けば、これをやりたいけれども予算がないでやれなかったと。これもやりたいけれどもだめだったというような隠れたものがたくさんあると思うわけです。そういうものを何とか救い上げる。そうすれば、そういう事業として出せば、確かに土木は土木事業もありましょうし、物を買えば、やっぱりその商店街が潤うということもありましょうし、そういうきめ細かな形で何かなかったのかなと。

私は趣旨目的からいって、なぜ今回の政権がこういうようなお金を各自治体にばらまいたとは申しませんよ。ばらまいたわけではありませんけれども、なかなか痛いところに、かゆいところに手が届かなかったと。人の優しさですね、コンクリートから人へという基本的な姿勢の中で、優しさを持ってこういうお金をどうなのかという発想ではなかったかというふうに思っておるわけでありませう。いずれ蟹江町やらにゃならん事業ですよ。やらにゃならん事業ですが、突発的にできた事業でも何でもなし。区画整理事業の中に含まれておる事業なんです。町は補助金も出し、地域の人たちも負担金を出して、北の、JRの北の区画整理事業は今本当に皆さん一生懸命やっていたいただいて、着々と進んでおることは事実ですね。本当にすばらしい、JR駅の北というのはすばらしい町に変貌するとこなんです。そのメーン、一番の藤丸中央線ってメーンなんですよ。メーンの大きな事業に、事業にですよ、事業に充てるに、きめ細やかな臨時交付金の金を充てたというのは、あたかも蟹江の財政はほかに基本的にあるわけですよ。あるんですよ。全く趣旨に沿った予算の組み方ではないなと、こういうように私は思います。

だから、まあいいですよ。一生懸命考えた末、どっかこっかに銭出さないかんで、まあ、もらった金だから何でも使やええという気があるかもしれませんが、政権の趣旨からいうと、どうも納得のできない使い方に私は予算をつけたなというふうに、私は思っておるわけ。だから、どうもその辺の流れが、政権の、今の民主党の政権は、鳩山さんとか小沢さんがいいとか悪いとかいう話は別にして、別にして、前原国交省が代表でやっておる格付けの、丸打ってここへよこしたわけじゃないと思いますけれども、それと別にしてどうもその辺がちょっと食い違いがまだあるような気がする。これ、こればかりじゃありません。これからの補正予算の中でも、来年度の当初予算の中にも、どうも理解が薄いのではないかと、こういうように思えてなりませんので、一言ここで言っておきたいと思いますが、本当に精査をされてそれしかなかったんだよと。ここへ銭を使ったかったんだよと。使い道ほかになかったんだよとおっしゃるなら、そのようにおっしゃってください。

町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

今、室長申し上げましたとおり、私どもも実は12月になって、この地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の存在を、私もそのとき知りました。それで、使い方につきましては、今るご説明差し上げましたインフラ整備等を支援するということで、大変抽象的な表現であり

ました。我々予算編成のさなかでございましたので、まさに今菊地議員ご指摘のとおり、蟹江町のインフラ整備、まだやってないところはたくさんあると思います。先ほど言いました都市下水路の整備だとか、それからほかにも道路の整備等々あるのも十分理解をしております。また、ことし行われますCOP10の緑化の問題も、そちらにお金をということも、実はたくさん我々の中にあつたわけでありましたが、今現在進めております駅北の特定区画整理事業、これも25年度には何とか完成をして、有効な、有料な都市空間をつくりたい。一日も早くつくりたいということで、ご存じのように事業費の30%を目途にして、皆さんに貴重な税金を投入して、一日も早く仕上げてこの地域から活性力を見出したい。こういう考えの中で優先順位を決めさせていただいた結果、この中央線の整備にこのお金を充てて、一日も早く地域の整備をして活性化をしたい。それをこれのお金に充てたい。こういうことを私自身決定をさせていただきました。

決してほかに使い道がなかったわけではございませんが、いずれにしても来年度、再来年度、税収の見込みがはっきりしないまま25年を目途にして整備事業を今進めているわけでありますので、できれば早いところ整備をして、皆さんに蟹江町の力を、元気を味わっていただきたいなど、こんなことで、優先順位からしてここに付けさせていただいたのが事実でございますので、何とぞご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

先ほどから少し経過がわからないので質問をいたしますが、昨年の年末に内示されたという言葉でいきますと、新しい内閣の新しい補正予算ではないわけですね。と思われるわけですが、結局前政権が緊急経済対策というもていろいろな施策をして、使ってくれ、使ってくれと。景気を下支えするためという理由で出したうちの大きなものは国会でなお削られたんですけども、そのほかに地方へ交付したり、あるいはこの種のものも継続して内示しておって、新政権は、地方へ出した金は余りチェックし切れないし、削らない、削りたくないというようなことで継続して存在して、以前からの政権のものが。そうして12月に内示されて、その用途は余りはっきりしなかったけれどもこういうのに振り当てたということなのか。流れが少しわからないわけだ。どこのいつのときの緊急経済対策あるいはきめ細かな臨時交付金であったのかを教えてくださいたいと思ひます。

政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、お答えを申し上げます。

まさに自民党の第1号補正の中にありました経済対策の2つの経済対策以外の新体制のものと経済対策でございます。中身はまるっきり違っておりまして、新体制が政策としてとらえた交付金の内容でございます。そういう中で、先ほど申し上げましたように12月の8日に

閣議決定をいたしまして、補正予算の成立が1月の28日に決まって、今その手続で行っておるところでございます。実施計画書も2月の3日まで提出ということで、今、その作業の最中で、今後、今、町が補正予算を行い、繰り越しという格好でこの事業が進んでいくということございまして、全くその前の交付金とは異なったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私もちょっとだけ気になる点について伺っておきたいと思ひます。

新政権が第2次補正で、しかも年度末、年が明けてからということでもありますので、当然10年度補正としてやったにしても10年度内にできないわけで、繰越明許ということでおやりになることについては、国もそれを想定してやったことでもありますので、これは理解できるわけでもありますけれども、問題は藤丸街路整備事業ということで、これは区画整理事業の中に組み込まれた内容のものかどうか。内容であったものかどうか。これちょっと聞いた上で、もし区画整理事業で実際に行う予定になっていた事業に対してこのような措置を講ずるということについて、これは組合施行でありますから、単に補助金だとか、これは交付金というようにしておりますけれども、この取り扱いについて、どういふお考えでこのようにしたのか。

インフラでも町長先ほどおっしゃるように、ほかで使おうと思えばどうにも使えるわけありますけれども、特別にここで使うということであれば、それなりに従来の区画整理事業に対する補助率だとか、いろいろとのかかわりでいろいろあるわけありますけれども、特別にこれは町施工で例えば切り離してやる場合もありますし、どういふ考え方で具体化されたのか、伺いたいと思ひます。

産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、お答えをいたします。

藤丸中央線の区画整理事業での位置づけでございますが、区画整理事業の中では、藤丸中央線とそれから七宝蟹江西福田線、この2本は、用地は区画整理に出しますが、工事そのものは町が施工することになっております。ですから、区画整理事業とはまた別個でございます。

(発言する声あり)

はい、従来から都市計画道路の整備事業につきましては、町が町費負担で直接工事を行うということになっておりますので、ご存じのように21年度におきましては、七宝蟹江西福田線、これ既に町単独工事の発注で現在整備を進めております。その第2弾目として、今回始まる中央線の整備事業を繰越明許で22年度にかけて実施したいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第7 議案第2号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 水野一郎君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

10番 菊地 久君

10番 菊地です。

まず、歳入の面であります。12ページの町税の関係であります。

町税で、補正額は1億6,300万の補正額があるわけでありまして。個人でありますね。そこで、現年度分が1億5,000万、滞納繰越金が1,300万と書いてあるわけでありまして、現年度税9,300万はマイナスになってますね。ここについて大変今厳しい状況下にあって、昨年度の所得に応じて課税が法人課税あるわけですが、払いたくても今払いにくいとか、職場を失ったとか、収入が減ったとかというようなことで、滞納者がふえるのではないかと。一生懸命税務の徴収でお金を集めようと努力をしておられると思いますが、どうなのかなと。一般的に滞納額はふえていくのではないかと考えておるわけでありましてけれども、この補正額1億6,300万を総計いたしました金額が、大体今年度の最終の収入見込み額プラス後どうなるかわかりませんが、5月の出納閉鎖までの間を計算をしたときに、最終個人の町税はどうなるんだろうかなと。その点について大枠おわかりの点でいいわけですが、お尋ねを申し上げたいと思います。

それから次に、地方交付税が今回1億3,000万だと思いますけれども、来ておるわけでありまして。今の時点で1億3,000万の地方交付税をいただいても、事業というのはほとんど進んでおりますのでなかなか使いづらいと思いますが、そういうお金の、入ってきたお金をどのような形で使えたのか。減額ずっとやっておりまして、2億数千万の繰り越しという形で積み立てができるわけでありまして、その辺について現年度、町が予想しておった地方交付税の金額だったのかな。それとも少なかったのかな。多いのかな。その所見についてお

尋ねをしておきたいと思います。

続きまして、支出のほうで49ページ、収入とも関係するわけでありましてけれども、子ども手当の交付事業で、国の委託事業でありますけれども、538万4,000円で、来年度から子ども手当が支給をされると。国会もきのう予算がいろいろあったけれども通りまして、子ども手当の問題についても自民党は審議拒否をしておりましたので賛成か反対がよくわかりませんが、他の野党の皆さん方、いろいろ問題あっても、子ども手当については国の将来を考えて、子どもは国家のものだと。国のものだと。鳩山さんの孫であろうとも、どんな子供であっても同じ一律に物を考えて、子供も国全体で育てていこうよと。守っていこうよという大きな大局的な見地と、日本の投資という形で、子供に投資をしておると思いますが、いよいよ来年度から蟹江町の町民の中で子ども手当が支給されるわけです。

その委託事業としてこの子ども手当システムの委託料ということが入っておりますが、来年の予算との関係がありますが、大体国が言って法律決まりましたけれども、蟹江町では大体人間、該当者は今の時点で何人ぐらいなんでしょうかねと。それから、その委託事業を受けたときの町がどのような役割を果たされていくのかなと。その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、55ページでありますけれども、斎苑の問題であります、公有財産購入費、そこに土地購入費といたしまして、舟入斎苑用地購入費が187万円載っておるわけでありましてけれども、この187万円という購入費というのは、どういう形でお買いになるんでしょうかねと。それについて説明がなかったので、お尋ねをしておきたいと思います。

税務課長 長尾彰夫君

それでは、最初の町税の個人の歳入の部分でございますが、前年課税分ということで1億5,000万、今回増額補正させていただきました。これにつきましては当初予算が、私も現年としましては21億200万ということで当初予算を計上させていただきました。これにつきましては、皆様ご承知のとおりトヨタショックの影響とか、世の中の経済状況それから営業所得の減、あと団塊の世代の方の高所得者の退職の関係もありましたので、21年度につきましては既にかかなりの大幅な減になるという想定で、私も21億200万という予算を計上させていただきました。その後、昨年6月に当初の課税をさせていただいた時点で、思いのほか所得の減が少なかったということで、今回最終的に精査して、最終見込みの調定としましては23億4,500万を予定をしております。

それから、あとそれに収納率を私もできるだけ向上させて、できるだけ収納率を上げようと思っておるんですが、最終の歳入見込みといたしましては22億5,000万程度を今予定しております。あとはこれをできるだけ私も職員一丸となって、収納率を少しでも上げて税収を図りたいとそのようなことを思っておりますので、よろしくお願いたします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

地方交付税のお話をさせていただきたいと思います。

地方交付税につきましては、今回、1億8,500万円をということで上げさせていただき、その差額の1億3,000万円ほどを補正予算ということでお願いをしております。これにつきましては、当初おっしゃられましたとおり昨年度が実は不交付団体ということでゼロでございましたので、今年度は見込めないのではないかとということで、ここに上げさせていただいた5,000万というのは、実は特別交付金のほうだけ、特交というやつを上げさせていただきました。これは地盤沈下とか、特別な事情によって認められおりてくるものでございます。こちらについても少し1,500万ほど多く出てまいりました。認められました。それから、あと1億2,000万ほどが実は普通交付税のほうで見ていただいたものであります。こちらにつきましてははっきり申し上げて税の伸びが悪いと。伸びといいますか、反対に収納が悪いといいますか、調定が悪いということですね。税がなかなか入らないということも含めて、税不足を解消するためにすべての収入そして支出を計算した中で、この1億2,000万が不足するであろうということで交付税で見ていただいたと。これは一般的に一般財源で、色のない財源でございますので、私ども予算のときには、実はことし21年度につきましては4億円の財政調整基金から事業費のためにおろさせていただいて、それを事業費に充てておりました。ですから、今回ここでその精査をさせていただいて、財政調整基金のほうに2億何がしを積みさせていただくということで補てんをさせていただくと。そういう運用でさせていただいておりますので、よろしくご理解をさせていただきたいと思います。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

それでは、来年度から始まります子ども手当の件でお答えさせていただきます。

来年度から子ども1人1万3,000円ということで、子ども手当は支給されることとなります。子供は大体予算にも上げてはございますが、おおむね5,800人を予定しております。このうち新たに中学生については1,250人、残りが小学6年生までということで、今回、22年度予算を組まさせていただいております。

蟹江町としての子ども手当の意義みたいなものなんですが、あくまでも子育ての応援をするために、こちらの子ども手当を支給するというような考えを持っております。

以上でございます。

環境課長 上田 実君

それでは、55ページの舟入斎苑用地購入費187万円のご質問でございます。

実は、舟入斎苑は、設置当時からですけど、敷地の中に国有地がありました。よく言われる赤道というものがありました。この赤道をこれまではずっと借地料ということで、お金を借地として払ってきておりました。こちらのほう、東海財務局のほうから、以前から強く買っていただきたいというような申し出もありました。そんなことを踏まえまして、実は平成20年度に土地取得特別会計で購入をいたしました。それを今回買い戻すものであります。

内訳といたしましては、土地が87.38平米、費用といたしましては145万円、そのほかに測量及び登記費用ということで42万円ほどかかり、合計187万円であります。これを今回土地取得特別会計のほうから一般会計のほうに買い戻すというものであります。

以上です。

(発言する声あり)

福祉・児童課長 鈴木利彦君

子ども手当については、来年度22年度4月から1人1万3,000円になります。今年度については、6月に第1回目の支給が来ます。それは2月から5月分まで……

(発言する声あり)

6月の支給に対して、システムを変えないと6月の支給分については、2月、3月の以前の児童手当が混在しております。で、6月は2月から5月分なので、どうしてもシステムを改修しないと6月の支給に間に合わないということで、国のほうから今年度システム改修費として補助金を出しますということで、今回組まさせて、補正で組まさせていただいたということになります。

10番 菊地 久君

まず第1点目の交付税の問題でありますけれども、地方交付税の歳出、国からの負担金のあり方の問題について、従来と全く同じシステムで地方交付税というのは計算をされて地方へおりてくるのかどうなのか。今回は従来と同じ計算をして収入・支出を計算していくと、こういう数字で蟹江町におりてきたんですよ。来年度はまた来年度の一般予算のときに申し上げますが、どういう形に変化をしていくのかなど。その点について、今回は従来と同じ計算式でやっていくと、多分こういう1億3,500万という数字が、補正が組まれたんだと。こういうふうにはまず理解をしていいのかなど。

それから、子ども手当の問題につきましては、まだ予算が確定はしていない前であったわけでありまして、予算を組んだ段階で、支給を6月からするためには4月、5月分を今のうちに委託やって、システム化をして、いつでもどなたにでも6月支給できるようにということで、前もって国からの委託事業として来たものと思うわけです。委託で来た以上は、あくまでも国からの委託のお金であります。町村がどうかかわり合いを持っていくのかどうか。

これは今の段階でなくても結構でありますけれども、当初予算のときに質問をさせていただきますけれども、よく言われておりますことは、子ども手当を支給をする。じゃ、それと同じようなものがあるのではないかと。こういう問題は消えてなくなるのではないかと。こういうものには影響するのではないかと。もらって本当に喜ぶ人と、逆にもらえなくなってマイナスの人が出るのではないかと。いろんなことが国会で審議をされておりますが、国会の審議というのは遠くの話であって、身近でなかなか国会議員さんなんていうのは、赤ちゃんが

どこにおるかかわかりませんですね。子供さんのことわかりません。一番身近に家庭のことがわかったり、子供さんのことがわかったり、子供の育てやら、保育園やら保育料だとかわかるのは、地方自治体なんです。要は地方自治体がどれほど理解をして、どうしたらええのか、どんな影響があるのかということを書いていただいたり、対処できるのは地方自治体なんです。国は大雑把なことを言っておってもらえれば結構であります。そういう意味で大変これから子供の問題については、担当者か町は大変なご苦勞をなさると思うものですから、その点についてどう影響があるのかということを一かつ精査をして、予算のときにまた質問をさせていただきますが、わかりやすくご説明をしていただければありがたいとおもっておりますので、よろしくお願いたします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

また、交付税の計算方法等のお話をいただきました。21年度の交付税につきましては、大きな変動はございませんでした。従来のはほとんどの計算方法で、中の計数等は毎年変わりますけれども、橋梁費とか、中学校費とかという形で、費用区分のもとに計算をさせていただきましたので、大きな変動はなかったというふうに考えております。その結果が今回の補正に上げさせていただいた金額になったということでございますので、よろしくお願いたします。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

1つは、12ページの個人町民税の歳入の補正について、1億6,300万円ですか、今の時点で余りにも大きなこの補正でございますけれども、これはどういう事情でこういう額が今になって出てきたかですね。つまり蟹江町の場合は、どちらかという特別徴収の多い住民の皆さんの構成が多い町なんで、比較的早くに歳入については見通せるのではないかと思うわけでありましてけれども、今の時点でこの1億6,000万、1億6,300万というかなりの大幅な補正が、プラスの補正がされるということはどういうことなのかということ、ちょっと内訳を聞かせていただきたいなと思います。

それから2つ目でございますけれども、例の児童手当でございます。49ページになりますか。それで、この児童手当の国会での現政権の提案を見ますと……

(「子ども手当」の声あり)

子ども手当ですね、失礼いたしました。子ども手当。1万3,000円月額。2年度目からは2万6,000円とは一応言われているけれども、その財源の見通しはないようで、明確にこの2万6,000円支給するというふうにはまだなっていない。だから、今課長の答弁は、1万3,000円の支給云々ということだけで終わったかというふうに思うんですけれども、一方で児童手当は廃止になるようですね。児童手当を含むというふうに提案されておりますので、児童手当を含む子ども手当というふうになってますので、児童手当は廃止というか、含んでお

るということだから、児童手当も含めて1万3,000円とこう見るべきだというふうに思うんですけれども、その差異。聞いておきたいのは、政府の通知文としては、翌年度、平成22年度から2万6,000円は実施されることになっているのかどうなのか。その辺、23年度ですか。それは示されているのかどうなのか。

片一方で、年少扶養控除の廃止ということの提案もあるわけですから、これが逆に1万3,000円のままですとずっといくとすれば、これはかなりの増税になってしまうんですね。これが、その見通しはどのように見ておられるのか伺いたいと思います。

税務課長 長尾彰夫君

すみません、まず、1点目の補正予算の、個人の1億6,300万。この時期がなぜ今の時期になったかという点でございますけれども、私ども税務課では現在町民税それから個人・法人それから固定資産税、軽自動車税等地方税全体を町でさせていただいておりますが、通常は毎年12月に補正予算を事前に把握して、12月に補正を計上させていただいております。しかしながら今年度につきましては、当初、法人町民税でございますが、当初予算で3億7,100万円計上させていただいたところ、実際に新年度入った以降、非常に法人税、当初私も予算を上げる時点では、それぞれの企業1社ずつ、トヨタ関連なのか、製造業なのか、ほとんど8割以上1社ごとにチェックさせていただいて、ここは落ちる、落ちないということをそれぞれ判断させていただいて、最終的に3億7,000万ということで予算を計上させていただきました。しかしながら実際にあけてみましたら、製造業以外の部分でも、私どもが変動がないと予測していた部分がかかなり減額になった法人がありました。その金額も数百万円でなくて数千万の単位で動くということがわかりましたので、私ども税務課全体の歳入として、数千万も動く額がある程度わかりましたので、12月で補正するのが非常に先行きが見込めないということがありましたので、本当はもっと早くせなあかんのですけれども、なかなかつかみにくい部分もありましたので、今回3月に補正させていただいたというのが現状でございます。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

子ども手当の件のご質問ですが、私どもあくまでも国からの通知をもって行うということにしておりますので、一応来年度は1万3,000円、23年度2万6,000円ということで政権のほうはおっしゃっておりますけれども、新聞紙上も23年度については2万6,000円の満額というのはなかなかまだ厳しいというような報道はされております。ですので、あくまでもそういった報道を気にしながら子ども手当のほうは進めていこうと考えております。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

歳入の1億6,000万の補正、6,300万の補正ですが、多分そうではないかなと、私も。しかし予算措置からすれば、これはまあどちらかというと、そりゃ堅実にいきたいということで

あれば確かにそうだけでも、今のこういう経済情勢の中で考えれば、住民の暮らしを守るといふ観点から思い切ったことをやらなきゃいかん、そういうことになるわけですから、それを単に財政を堅実にやっていくということだけに目が行ってこういう措置をするということとは、余り好ましくないことではないかなということをおもうんですよ。これは指摘だけしておきたいというふうに思います。

それから子ども手当について確認ですけれども、間違いなしに、23年度ですかから2万6,000円ということはまだ言われてきていない。ただ、税務課長、年少扶養控除の廃止についてははっきりしておるのでしょうか。だとすれば大幅な増税になってしまうんですね。1万3,000円そのまま据え置きで、年少控除だけやめにするということになれば、その辺はどうですか。

税務課長 長尾彰夫君

ただいまの小原議員のご質問でございますが、私どもの国からの情報では、新聞紙上でも既に載っておりますけれども、子ども手当支給の方については扶養手当を廃止すると。それからあと特定扶養につきましても、高校の授業料が無料になる年代、高校生につきましても、通常所得税ですと63万円の特定扶養の控除が受けられるんですが、それを通常の38万にするというそういう情報が我々にも流れております。それからあと配偶者控除を廃止するとか。ただ、これにつきましてはまだそういう方向でいるという情報は私どももいただいておりますけれども、まだ何年度からそれを実際に踏み切るのかと、そういう具体的なものまでは私どもにまだ指示はございません。また確定次第、条例改正などでまたお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 大原龍彦君

小原喜一郎君、手を挙げてください。

7番 小原喜一郎君

再度確認ですけれども、年少配偶者控除廃止についてはまだ決定されておるわけじゃありませんけれども、もちろん年少扶養控除についてもですけれども、この指示はまだ、年少扶養控除だけに限って何うんですけれども、まだ指示はないということですか。国から。

税務課長 長尾彰夫君

年少扶養控除につきましては、まだ最終的に決定ということは私どもに来ておりません。ただ、子ども手当支給されてみえる子供さんにつきましては、年少扶養は廃止するという情報は聞いております。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

暫時休憩といたします。休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催したいと思います。よろしく願いいたします。45分から再開します。

(午前10時28分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

議長 大原龍彦君

日程第8 議案第3号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 加賀松利君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第9 議案第4号「平成21年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 水野一郎君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第10 議案第5号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 加賀松利君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第11 議案第6号「平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第12 議案第7号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 加賀松利君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第13 「所信表明」を行います。

横江町長から所信表明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

町長 横江淳一君

それでは、所信を述べさせていただきます。

本日ここに、平成22年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり提出いたします議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

私が昨年3月の町長選挙を経て2期目の町政を担当させていただき、早いもので1年が過ぎようとしております。この1年を振り返りますと、政治・経済・社会情勢が大きく揺れ動いた年でありました。

中でも国政におきましては歴史的な政権交代が果たされ、国の流れが大きく変わりました。今年度における1次補正予算の圧縮、事業仕分けの実施、温室効果ガスを1990年比で25%削減するという国際的公約の表明、ダム建設の凍結等々、多くの政策が矢継ぎ早に打ち出されたことは、政権交代がもたらす大きなインパクトを実感いたしました。

また、定額給付金の支給やエコカー補助金、エコポイント制度の導入、高速道路料金1,000円施策等の効果もあって、景気の悪化にある程度の歯どめがかかった年でもあります。今後の景気回復を願うものであります。そして、少子・高齢化、環境問題、財政再建など、将来に向かう責任は社会全体の課題として取り組んでいかなければなりません。

このように社会の大きな転換期にあっては、確かな情報をより早く収集・分析し、みずからの判断のもとに進んでいくことが、今後の町政運営にとって重要なことだと認識いたしております。その上で、町の活力を創出し、町民の皆様が蟹江に愛着と誇りを抱くことができるまちづくりを進めてまいります。

議員の皆様には、町政運営に対するご理解とご協力をお願いいたしますとともに、新年度の予算を初め関係諸議案のご審議をお願い申し上げます。

まず初めに、平成22年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年度比0.4%増の89億4,721万円、特別会計につきましては、計8会計で前年度比9.8%増の67億1,166万3,000円、企業会計の水道会計では、前年比4.2%減の10億1,297万1,000円、総額で166億7,184万4,000円の予算を編成いたしました。

それでは、平成22年度の主な施策について、総合計画の基本計画に掲げる6つの枠組みに沿ってご説明を申し上げます。

まず、第1章「いきいきと暮らせる健やかなまちづくり」では、次に掲げる諸事業を進めてまいります。

1 疾病予防対策事業につきましては、健康日本21蟹江町計画「かにえ生き生きプラン21」を推進して6年目となります。毎年重点項目を定めて推進しており、これまでに「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・心の健康づくり」、「歯の健康」、「たばこ・アルコール」について取り組んでまいりました。本プランは、平成26年度までの10年計画として進めておりますが、昨年度はその中間年度として、これまでの取り組みに対する評価の見直しを行います。その結果に基づき、「身体活動・運動」の項目について再度重点的に取り組みをさせていただきます。そして、総合型地域スポーツクラブとなる「生き生きかにえスポーツクラブ」の設立も考慮し、生涯学習課との連携を図りながら取り組んでまいります。

また、名古屋大学との共同研究事業の一環として、昨年度から開始をいたしました5歳児健診の結果を受けて、保育所・幼稚園の巡回指導を継続するとともに、指導が必要と見られるものに対し、親子が就学に向けて前向きに取り組むことができるよう、就学準備支援のためのグループとして、健康推進課、福祉・児童課、教育課の連携により支援してまいります。

また、健やかな子育て支援の一環とし、昨年度から14回に拡大をいたしました妊婦健康診査について、より充実を図ります。その内容といたしましては、子宮がん検診を追加し、超音波健康診査の回数を現行の1回から4回に拡大するとともに、従来、35歳以上を対象としていた年齢制限を廃し、妊婦全員の方が利用できることといたします。

特定健診・特定保健指導として、メタボリックシンドロームに着目した健診及び保健指導は、引き続き実施をしてまいります。

救急医療体制の充実につきましては、昨年10月から休日診療所の名称が急病診療所に変更され、平日の夜間診療も開始されました。昨年大流行いたしました新型インフルエンザの治療については、急病診療所が一次救急医療としての役割を大いに果たしたことを踏まえて、より充実した体制づくりに努めてまいります。

2 児童福祉事業につきましては、保育所の環境整備として、老朽化した蟹江南保育所の

建てかえ工事を3年計画で進めておりますが、2年目に当たる平成22年度は、仮設の保育園舎の建設を進めてまいります。

3 高齢者福祉事業につきましては、国は、後期高齢者医療制度の廃止に向けて、高齢者医療制度改革会議を発足させ、新たな制度について検討をしております。その結果により、現行の制度が大きく変わるかもしれませんが、今後も広域連合と連携して後期高齢者医療制度の健全な運営に努めてまいります。

また、愛知県から補助金を受けて実施をしております後期高齢者福祉医療費給付制度の一部を改正し、基本となる県制度との整合性を図り、国の大幅な医療制度改革に備えてまいります。

さらに、包括支援センター及び認知症対応型グループホームの増設並びに小規模特別養護老人ホームの新設について準備を図るとともに、高齢者が住みなれた地域で、いつまでも元気で過ごしていただけるよう、運動機能の向上や閉じこもり、認知症予防などの事業を実施してまいります。

4 国民健康保険事業につきましては、平成21年度から再開をいたしました人間ドック受診事業の受診者に対する個人負担金の助成を継続いたします。

また、特定健診・特定保健指導事業につきましては、受診者の利便を図るため、平日に受診できない方を対象として、年間4回の日曜日を利用した集団検診を実施していきます。約400人の受診を見込むとともに、被保険者の健康維持と医療費の適正化を図ってまいります。

次に、第2章「個性と創造性を育むまちづくり」については、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 生涯スポーツにつきましては、いつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツに親しむことのできる蟹江町版の総合型地域スポーツクラブとなる「生き生きかにえスポーツクラブ」をこの3月に設立をいたします。町といたしましても町民の皆様の健康づくり・体力づくりそして仲間づくりの場となるよう参加を促し、このスポーツクラブの活動を支援してまいります。

2 文化事業につきましては、国選択文化財であります須成祭を後世に語り継ぐための基礎資料づくりとして、平成18年度から祭りの記録作成事業を進めております。既に完成している総合調査報告書に引き続き、祭りをさまざまな角度から映像で記録する映像記録事業を進めており、平成22年度は記録作業を完遂し、DVDを作成してまいります。

3 義務教育事業につきましては、特別な配慮を必要とする児童・生徒への学習支援や生活支援を行うために、スクールサポーターを全小中学校に配備し、きめ細かい支援を行ってまいります。

学校の施設改修につきましては、計画的に学校施設の耐震化を進めているところではございますが、ご承知のとおり学校施設は児童全体が1日の大半を過ごす活動の場であり、非常

災害時には地域住民の避難場所としての役割を担うことから、まだ耐震補強がされていない施設については早急に事業を進める必要があります。そこで、平成22年度には、須西小学校の管理棟と屋内運動場、学戸小学校の校舎と屋内運動場、蟹江北中学校の校舎の耐震補強等事業を進め、すべての小・中学校の耐震化を完了してまいります。

また、平成21年度には、学校ICT環境整備事業として、電子黒板機能つきデジタルテレビや、教育・校務用のパソコンの購入、校内LAN整備をいたしました。平成22年度は教員を対象にICT機器の活用方法などの講習を、緊急雇用創出事業の財源を利用して実施してまいります。

給食センターにつきましては、昨年9月に県下初のオール電化厨房施設として、また、太陽光発電やBDFなどの環境にも配慮した施設として完成し、現在、順調に稼動しております。この給食センターは、子供たちも含め一般の住民の皆さんにも気軽に見学することができます。電子パネルによって電気の使用量や太陽光の発電量などをリアルタイムで確認することができます。今後も学校からの意見はもとより、試食会を通じてPTAや地域の皆さんからのさまざまなご意見をお聞きし、それに備えるべく栄養士と調理員が一丸となって、安全でおいしい給食の提供に全力で取り組んでまいります。

さらに、食育推進の拠点施設という観点から、親子を対象にして、楽しく、おいしい食事を考える講座を開催してまいります。

次に、第3章「自然と共生する快適なまちづくり」については、次に掲げる事業を進めてまいります。

大都市名古屋に隣接した土地により都市化の波が押し寄せ、町の姿は大きく変貌してきましたが、多くの人の心には、川とともに成長してきた水郷蟹江の姿が残っております。河川の改修によって川の表情も乏しくなり、人と川の接点が薄れつつある中で、親水空間の創出を目的として、平成19年度から愛知県と協働で蟹江川水辺スポット整備事業を進めております。今年度はその最終年度に当たり、地域の皆様が自然と調和した潤いのある空間で水辺に親しむことのできる散策と語らいの場となるよう整備を完了してまいります。

2 排水施設の機能充実につきましては、都市化が進み、遊水地機能を持つ農地が宅地造成されたことや、局地的な大雨による冠水に対応するため、たん水防除事業として、鍋蓋新田二期地区・蟹宝地区の排水機場の整備事業を継続してまいります。また、本町・舟入地区につきましても、平成21年度に続き、緊急農地防災事業の排水施設整備に向け全体計画を進めてまいります。

3 上水道事業につきましては、安全でおいしい水を町民の皆様のご家庭に供給するため、水道施設の更新や配水管の整備に努めております。今年度から、一部の地域における公共下水道の供用開始に伴い、下水道の使用が始まります。下水道料金の算定根拠として、水道の使用料金を基準とすることなどから、上水道と下水道の事務を一元化し、使用する皆さんに

ご不便のないよう行政サービスの維持・向上に努めてまいります。

また、JR蟹江駅北側における蟹江今駅北特定土地区画整理事業にあわせて、水道の配水管敷設工事を進めております。引き続き安心、安全で安定した水の供給に努めてまいります。

4 下水道事業につきましては、日光川下流流域関連公共下水道整備事業において、いよいよこの3月31日に、今川東地区など一部の地区の公共下水道が供用開始となります。平成22年度は、当該地区にお住まいの方々を中心に、公共ますへの接続を促進していきます。さらに藤丸処理分区、本町新屋敷処理分区、本町海門処理分区などにおいて管渠布設工事を実施し、事業の進捗を図ってまいります。

また、東水明台地区におきましても、単独公共下水道の管渠布設工事を着手してまいります。

5 清潔でごみを出さない循環型の社会づくり事業につきましては、環境美化指導員のご協力を得てごみの分別に取り組むとともに、平成20年9月に設置をいたしました常設資源ごみ置き場は、非常に多くの方々に利用されております。増設を求めるとも要望もあるため、平成22年度は本町地区において新たな資源ごみ置き場を設置したいと考えております。また、3年目を迎える粗大ごみの各戸収集の方法等については、引き続き住民の皆さんの周知徹底を図ります。資源ごみの収集は、各地域において月曜日と水曜日に種類を分けて回収していましたが、平成22年度からは月曜日に一括して回収することとし、各地域の利便を図ります。

地球温暖化防止策として、平成21年10月からレジ袋の有料化に取り組んでおりますが、引き続きレジ袋削減取組店への登録の推進と住民の周知を図ってまいります。

また、一般住宅を対象とした住宅用太陽光発電施設の導入については、補助金制度の利用を促進し、町民のクリーンエネルギーの利用を積極的に支援してまいります。

平成22年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議となるCOP10が名古屋市で開催されます。町といたしましても、小学生の親子を対象として、蟹江川水辺スポットや給食センターの見学及び生物や自然と触れ合うエコ環境学習を実施するとともに、町民まつりの機会をとらえて、啓発・啓蒙に取り組めます。また、町民参加事業といたしましては、蟹江今駅北特定土地区画整理地内に植樹を予定しております。さらに、COP10開催期間中は、愛・地球博記念公園において、市町村参加事業が計画をされております。これを受けて、商工会やボランティア団体と連携して、町の特産品の販売による地産地消の促進や蟹釣りなどを実施し、独自の生物多様性のアピールをしてまいります。

6 消防事業につきましては、平成11年度に整備をした学戸南分団の小型動力ポンプつき積載車を、出勤時の安全を図るためにダブルキャビン型の車両に更新し、消防団の機動力の強化を図るとともに、消防活動の充実及び団員の安全性を確保してまいります。

7 防災事業につきましては、平成21年度に浸水想定地域の見直しを行い作成をいたしま

した洪水ハザードマップを全戸に配布し、住民の皆様には最新の浸水情報を提供するとともに、防災意識の高揚と人的被害の防止を図ってまいります。

また、防災資機材や災害用過機を計画的に整備をいたしまして、防災対策の充実と強化に努めてまいります。

耐震対策といたしましては、平成20年3月に策定をいたしました蟹江町耐震改修促進計画に基づき、公共建築物の耐震化と民間木造住宅の耐震化の促進を図ってまいります。これは昭和56年5月31日以前に着工された民間木造住宅の無料耐震診断や耐震改修に係る補助制度として今後も支援を継続していくもので、来年度もさらなる民間木造住宅の耐震化を図るため、耐震診断員との連携を密にし、耐震診断の普及と耐震改修工事の促進に努めてまいります。

次に、第4章「秩序ある楽しく歩けるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1 まちの景観形成と美化推進につきましては、協働まちづくりモデル事業のうちの一部の事業を、平成21年度から新たに始めた「ふる郷ふれあい事業」への転換を図り、地域の方々に活動していただいております。この事業は、道路、公園など公共の場所の維持管理をアダプト制度によって、地域住民との協働により実施していくものです。既に5つの団体の方々に美化清掃とあわせて景観形成の活動にご協力をいただいておりますが、今年度も引き続き事業の拡大に努めてまいります。

2 都市計画公園の整備事業につきましては、潤いをもたらす緑のまちづくりの演出として、新たな都市計画公園となる「はつらつ公園」を、蟹江今駅北特定土地区画整理事業によるJR蟹江駅北側での市街地整備事業にあわせて整備をしてまいります。この地域には「なかよし公園」の整備も計画をしておりますが、整備計画の策定に当たりましては、地域住民の皆様にご参加をいただくワークショップを開催し、公園の模型づくりを通じて名称についてもご検討をいただきました。平成22年度は、その検討内容をこれらの公園の基本計画に反映させ、利用者のニーズに応じた魅力ある公園整備に努めてまいります。

3 市街地整備事業につきましては、現在、JR蟹江駅北におきまして、蟹江今駅北特定土地区画整理事業、区画整理組合の施行による区画整理事業が進められておりますが、平成22年度は、道路の築造工事や整地工事が計画されております。都市計画道路七宝蟹江西福田線以西の地域では、市街地形成に必要な公共事業等の整備がおおむね完了する予定ではございますが、町といたしましては、この事業に対して補助金の交付や人的支援を行い、良好で快適な住みよいまちづくりのため、地元住民とともに事業を推進してまいります。

4 駐輪場整備事業につきましては、近鉄蟹江駅付近に位置する2つの駐輪場について利用者の便宜を図るため、民間への管理委託も視野に入れた整備を検討してまいります。

5 公共交通機関主要駅のバリアフリー化につきましては、平成21年度から近鉄富吉駅の

バリアフリー化事業を推進しておりますが、平成22年度は駅の北側に構外エレベーターの設置を、駅構内に2基のエレベーター及び多機能トイレの設置などを計画し、同駅のバリアフリー化の完成を目指してまいります。

次に、第5章「活力と交流のまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1 農業振興につきましては、農産物のブランド化を図るとともに、新鮮な農産物を身近に提供し、生産者と消費者との顔が見える関係づくりに努め、農業従事者及び関連団体と連携をし、地産地消を進めてまいります。

また、各種の土地改良事業を推進し、農業基盤の整備を行い、土地の生産性を高めるとともに、引き続き幹線排水路と農道の維持管理に努めてまいります。

2 商工業の振興につきましては、国が7.2兆円規模の2次補正予算措置を行ったものの、中小の商工業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。町商工会との連携を図りながら、商工業の活性化や経営の安定改善に向けて支援してまいります。平成22年度も引き続き「愛知県がんばる商店街推進事業」を活用し、舟入商店街の活性化を図るため、地元商店主を中心とした地域イベント等を、また、平成21年度に実施をいたしました近鉄富吉駅商店街の活性化事業をさらに推進するため、町商工会や愛西市と連携して、新たな取り組みを行ってまいりたいと思います。

3 環境事業につきましては、観光協会、商工会、民間企業などを活用した新たな取り組みにより、地域の活性化に努めてまいります。

主な事業といたしましては、平成21年度に国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用して建設をいたしましたみちくさの駅「楽人」を中心として、各種の情報発信を図ります。そして、みちくさの愛称にふさわしい、だれでも気軽に立ち寄ることができる交流と観光を促進する施設づくりに努めてまいります。

また、非常に多くの集客が見込まれる近鉄ハイキング及びJRウォーキング等を活用して、みちくさの駅「楽人」をPRしてまいります。そして、町内の各種ボランティアはもとより、愛知県観光協会とも連携し、積極的に観光客の誘致を図ってまいります。

次に、第6章「町民と手をたずさえるまちづくり」については、次に掲げる事業を推進してまいります。

1 第3次総合計画につきましては、平成22年度が区切りの年となります。そこで、第4次総合計画の策定に向け、各種の会議を立ち上げ、さまざまな角度から検討を重ねてまいりました。平成22年度は、これまでの成果等を踏まえ、平成23年度からの10年間で蟹江町が目指すべきまちづくりの基本理念及び目標、将来像等々を集約した第4次総合計画を定めてまいります。

また、都市計画マスタープランと緑の基本計画につきましては、上位計画であります総合計画との整合性を図りながら作成をしてまいりました。これまでに住民意向調査を実施し、

町職員による作業部会、有識者による策定委員会において検討を重ね、基本構想を立案いたしました。そして、平成21年度にはまちづくりミーティングの場において、小学校区単位で作成をいたしました具体的な「地域別まちづくりの方針案」をお示しをいたしました。平成22年度は、これまでに多くの方々からいただきましたご意見を踏まえて、地域のまちづくりの指針となる両計画を公表してまいります。

2 国際交流の推進につきましては、平成22年3月に米国イリノイ州マリオン市を訪問し、姉妹都市提携の調印を行います。また、平成22年度におきましても、中学生の海外派遣交流事業を継続するとともに、派遣事業を通じた市民交流など、新たな事業についても検討をしてまいります。

3 収納対策につきましては、低所得者層、年金所得者層の生活の困窮や納税意欲の低下により、町税の収納状況は依然として非常に厳しい状況が見込まれております。今後は、納税に対する意識の高揚や事業所等に対する特別徴収を推進するとともに、軽自動車税については24時間支払い可能なコンビニ収納を導入し、あわせて口座振替制度の奨励を広くPRし、納税者の支払い忘れの防止や便宜を図ってまいります。

また、滞納整理は、訪問徴収から差し押さえを主体とした方法に改めるなど、納税に対する、滞納に対する体制を強化するとともに、新たな滞納者の発生を防止するため、電話催告や訪問徴収などは早期着手を基本方針として、収納率の向上に努めます。また、平成22年度からは、町県民税の徴収の一部を愛知県に委託するとともに、西尾張県税事務所管内の市町村において、平成23年度の設立を目指す滞納整理のための任意組織に向けた研究会に職員を派遣させ、より一層の徴収体制の強化を図ってまいります。

以上、平成22年度の主な施策について、総合計画の基本計画に掲げる6つの枠組みに従って、ご説明を申し上げます。

このほかに、平成22年度は、明治22年に町制を施行してから120周年に当たるため、5月8日に120周年記念事業として特別表彰、米国マリオン市との姉妹都市提携の報告、みちくさの駅「楽人」のオープニングセレモニーを実施いたします。また、行政機構改革として新たな課の設置や統廃合を行います。同時に、職員一人ひとりの意識改革を図り、より積極かつ横断的な行政サービスの向上に努めてまいります。さらに事業仕分けの手法も視野に入れながら、新しい公共づくりを図り、より効率的な行政運営に取り組んでまいります。

そして、町長として2期目を迎えたさきの所信表明において申し述べました「かわの駅構想」につきましては、平成21年度において職員による検討会議を重ねるとともに、愛知県職員市町村サポーター制度を活用して、県の支援も受けながら構想づくりを進めてまいりました。平成22年度は、住民、団体等の方々のご意見も交えながら、基本構想・基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

平成22年の干支は「庚寅」であります。「庚」は「前年からのものを継承しつつ、思い切

って更新・進化させる」ことを意味しておるそうであります。「寅」には「進む」という意味があります。国政における新政権が提案する地域主権や子ども手当などの政策が動き始めの中で、地方自治体にどのような影響が及ぶのかはまだ未知数ではあります、その変化をしっかりととらえながら、着実に町の政策・施策を進めてまいります。町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心より賜りますようお願い申し上げます、平成22年度の所信といたします。

平成22年3月3日。

蟹江町長 横江淳一。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

議長 大原龍彦君

これで、所信表明は終わりました。

議長 大原龍彦君

日程第14 議案第8号「町制施行120周年特別表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 水野一郎君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 大原龍彦君

日程第15 議案第9号「蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明は終わりました。質疑に入ります。

9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

中身については私も関係しております委員会ですることにはしますけれども、1つお伺いをいたします。

1月の29日の日に、我々のほうにも資料としていただきました施工業者とか契約金額というものを打ち出した1枚の用紙をいただいておりますけれども、この業者に対しましては、これは入札でやられたのか。どういう形で、どのような業者が参加をされたのか。そしてまた、この契約金額が3,150万ということになっておりますけれども、予算的にも4,000万ぐらいの予算を組んであったわけで、この3,150万というのは備品も含めた金額なのか。また、これに備品を足した金額になってくるのか。この2点についてお伺いをいたします。

産業建設部長 河瀬広幸君

入札の発注につきましては、建築工事ということで12社を指名いたしまして、指名競争入札で施行いたしております。落札金額が中村工業ということで3,000万円、それに消費税加えて3,150万円の契約金額になったわけでございます。

なお、そのほかに備品等の購入もございまして、トータル的には当初予算でお認めいただきました3,900万ほどの事業費を予定しております。

以上でございます。

9番 黒川勝好君

じゃ、業者が入札されたときの12社ですか、何社でした、今。

(「12社」の声あり)

12社言われたね。入札結果ありましたら、全員に渡してもらったほうがいいですかね。委員会のときにもよろしくお伺いをいたします。

議長 大原龍彦君

よろしいですか、産業部長。

産業建設部長 河瀬広幸君

はい、資料はご用意させていただきます。

議長 大原龍彦君

では、質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は防災建設常任委員会に付託することに

決定をいたしました。

議長 大原龍彦君

日程第16 議案第10号「蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 水野一郎君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。1時から再開いたします。

(午前 11時58分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長 大原龍彦君

日程第17 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 水野一郎君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

10番 菊地 久君

10番 菊地であります。

総務民生常任委員会のほうに付託だと思いますが、資料としてお願いをしたいんですが、まず第1に、選挙管理委員会、固定資産評価員と名前ずっと書いてありますけれども、昨年、

今年でいいです。21年度におけるその会議、会議が何回行われたのかなど。人数は何人なんでしょうか。それを一覧表ずっとまとめていきますと、例えばこれを金額を改めて22年度同じような条件でやりますと、大体どのぐらいの減額になるのかなど。これが第1点。これを表をつくって出してもらいたいと思います。

2つ目、金額の下げられた根拠それから数字、これについてはどこを基準にしてこういう数字が出たのかなど。

それから3つ目、特別職、町長初めまた我々議員もそうでありますけれども、特別職については特別職報酬審議会があるわけであります。昨今、大変景気が悪くて、昨年度もいろんな面で年末手当の減額だとか、いろんな形で議員のほうもそうでしょうし、特別職や職員もそうであったわけであります。非常に厳しく、また町民の目から見ても厳しい目で見ていることも事実でありますので、したがって、今回の提案はここだけの提案になっておりますけれども、関連をして他の特別職等々についてはどのようなお考えが議論の中にあつたのかなど。そんな点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず資料の件でございますが、私どもが想定いたしました委員について、予算ベースで21年まだ終わっておりませんし、22年も予算のほうでは企画ができますので、予算ベースでまたきちとした資料を出させていただくようにいたしますので、お願いをいたします。

それから、下げた根拠、基準でございますが、こういう状況下といえますか、以前から非常勤特別職の9,600円、9,800円については、その職務時間といえますか、お願いをしております内容において拘束時間等で少し優遇といえますか、高いのではないかということがございまして、私どもも少しそういったものを各市町村を調べました結果、やはり今回お出しさせていただいたような基準、私どもで言いますと、この近くの市町村を調べました。大体6,800円程度がその平均的な金額でございましたので、そのほうから6,800円を出させていただいたと。7,000円、6,800円という形にさせていただいたということで、考え方と基準につきましてはそういったところをお願いをしたということでございます。

それから、特別職の報酬、他の特別職の報酬につきましても、議論の中に少し、私どもとしては直接議論というところでは入ってはおりませんが、事務レベルの中では、今までの平成8年度から報酬審議会は開いておりませんし、議員の先生方また町長等の報酬につきましても、その後の取り扱いが減額の取り扱いしかさせていただいておりません。これはご存じのように期末手当等が減額という形で下がっております。私どものほうにつきましては、少しその間に並行ですが、ベースアップ等もございまして、少し職員のほうとしては変化があるものの、皆様方については変化がないということで、今回につきましては私どものほうからはこの上程を差し上げるまでに至らなかったということでございます。定義はそのような状況でございますので、お願いをいたします。

以上であります。

10番 菊地 久君

他の町村なのか、市町村なのか、海部地区なのか、ちょっとわかりませんが、同じ同程度を対象なのか。海部地区なのか。その辺のところを、もしあれでしたらまた、きょう今でなくて結構でございますので、説明できるときに、こういうふうだからこうだよという比較対照の資料をぜひ出してもらいたいと思いますし、委員会でもいろんな委員会があって、出ていって異議なければ1時間で終わられる場合もあるでしょうし、2時間でということもあるでしょうし、中身の問題によっても大分違うんですよね。でも、まあ全体的に考えて4時間以上かかるようなことはまずなかったのかなというふうに思います。大体1時間から2時間ぐらいかなと。間違ったら、またそのときにつけ加えておいてください。委員会によっては大分違いもありましたけれども、平均してとかね、そんな説明がしていただけるならぜひしていただきたいと思います。

それから、特別職の問題について、名古屋市の河村さんの言っておるようなことを、私は町長に言ってほしいとは思っておりません。いい悪いは別にしてね、やっぱりそれはそれ相当の歴史もありましょうし、特別職報酬については報酬審議会がそのために、我々議員はお手盛りをしてはいけませんし、どうなのかというようなことで、第三者の機関でいいのか悪いのかという特別職の報酬の審議会があるものですから、そういう人たちが自主的に集まって問題を提起をしたり研究をしてくれるのでなくて、諮問機関ですので、一応何らかのアクションを起こして、その委員会の皆さん方のご意見として、今いろいろあるけれども、他の町村と並べてみたり、蟹江町の議会の議員の活動を見たりすると、こういう世間の状況下であってもふさわしいですよというような気持ちでおってくださるのか。それとも議会や町長のほうから、今の状況からいったらカットしたらどうだというご意見があったと。その意見によって、私たち審議会としては結論を出したいなのか。受け身なのかどうなのかということもあるわけですね。

そういうような意味で、これだけを出されたときに、ここに該当されている一般の委員の皆様方から見たときに、これ決まったときですよ、なぜと。なぜ、私たちだけなのというような声が出てはまずいと思いますので、議会の議員さんはどうなの、町の三役さんはどうなの、あんたたちはいいんだねというようなことになってもいいけないと思いますので、きちんとお互いに整理をしながら形をきちっとしていくと。このことが町民との合意の問題だと思っておりますので、ぜひ何らかのときに何らかの形でアクションを起こすなり検討をされることをしてもらいたい、こう思っております。また、改めて委員会の中で申し上げたいと思います。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますけれども、私、かつて、特に選挙管理委員とりわけ選挙投

開票の日、朝早くから夜遅くまで丸一日ご苦労願う特殊な条件下にあるんじゃないかなというように、見直してもらう必要があるんじゃないかということで見直していただいた経緯があるわけなんです、今回の場合でも、選挙管理委員会の、単に委員会を二、三時間開くという問題は、これはいいんですけども、投開票の日だけ、これはやっぱりそんなによくないわけですけども、特別に取り扱ったらどうかなということを感じるわけですけども、この点については、前に私が意見として申し上げたのも含めて、もしご検討された経緯があれば伺いたいと思います。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

はい。少し説明のほうで不足しておりまして申しわけございません。これは日額で9,800円そして9,600円というふうに決まっている委員様の額を改定させていただくということでございまして、今おっしゃられましたような実費的な部分で出させていたでいております選挙の委員ではなくて、選挙管理に実際やっていただく選挙長とか、選挙の立会人とか、こういったものについては一切さわってございません。一般的な会議にお願いする委員さんについて、内容を少し私どものほうも考えさせていただき、こういう時期でございますので、他とも比較をし、そしてここに上げさせていただいたということでございますので、小原議員のおっしゃられるような方々については、現在のところといたしますか、今回さわらせていただくというふうにはなっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 大原龍彦君

日程第18 議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 加賀松利君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 大原龍彦君

日程第19 議案第13号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 加賀松利君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

10番 菊地 久君

ここも提案者が、この提案ではわからない。また、これも質問で資料を出してもらいたんですが、この規定に該当される人、金額は今大人1,000円だと4万円になるんですか。そうですね。町外の人、別の人ね。2万4,000円が4万円ですか、そういうことだね。では、今まで1年間に、そういう該当される方、何件ぐらいあったんだろうかなということが1つ。

それから、例えば今度は蟹江町で、町外で火葬に付していただいたときは幾らなのかなと。また、この蟹江町を中心に八事へ行く人もお見えでしょうし、例えば津島へ、それから弥富にも霊園ありますね。というように、例えば蟹江町でどうしてもというときに、他のところへお願いをして、協力をして火葬してくださる施設、大体どういうようなところが主にあるのかなと。そして、町は今まで何件くらいそういうところをお願いし、幾らぐらいの金であったのか。そのときに、例えば負担について。負担について、蟹江町でやったら8,000円が、よそへ、蟹江が都合悪くてだめだからよそへ行ったときには、例えば4万円のところをかかったら3万2,000円は町がもってくれたのかどうか。そういう中身について、せっかくこれ行政改革の集中プランに基づいてって書いてありますので、そういう改革なら改革でもいいですが、そういう実態状況を明らかにまずしていただきたい。これ委員会付託になると思いますので、委員会までに資料をそろえておいて出していただきたい。

それから2つ目には、改革プランに基づきですので、改革プランの中には火葬場の一本化、舟入斎苑、本町斎苑をやめて、例えば舟入斎苑一本化はどうなのかということが、集中プランの中に書いてあるわけ。その件について、何遍でも私は決算のときにも申し上げましたし、

その都度その都度申し上げておるけれども一向にらちが明かんわけですね。なぜかと思うんです。やる気がないんじゃないかと。大体年間予算と計算をしていったときに、蟹江町で何体なんですか。何体火葬されてますかと。例えばよそで4万円だと、4万円で全部やってくれたとすると、何百体を計算したときに、蟹江町が使っておる予算より安く上がるんじゃないか、こういうことも私は言ったつもりであります。いや、私は蟹江で死んだら蟹江で燃やしてくれんな嫌だという人もおるかもしれませんが、そうでない場合、いっぱいあるんです。本町の人は本町、こっちからの人は舟入だと。詰まっておると、舟入の人でも本町来ないかんし。それでまた、本町から舟入へ行く場合もある。同じ蟹江町民でありながら、本町の火葬場は非常に老朽化しておりますし、棺の大きさも違うんですよね。棺の。前に公明党の加藤さんがいみじくも言いましたけれども、納棺持っていったら、炉が小さくて入らんなんてぶち壊いて入れなあかん。こんなみじめなことどうだということを言った記憶もあるわけですが、こういう問題について、せっかくこういうプランに基づきながら一つ一つ手をつけていこうという姿勢はいいわけ。しかし、手をつけなければいけない問題について、なかなか一向にらちが明かんですよね。やる気があるのかないのかと。このままでいいのかと。

例えば愛西市が立派な斎苑つくったらそこでお願いしたほうがいいと思っておるかもしれんし、名古屋の港区に今名古屋市が大きな斎苑をやろうと思っておりますけれども、これから大変高齢化していった利用者がふえるわけでありましたが、もちろん私も含めてだと思っておりますが、そういう使えるところが老朽化されてぼっこの、ぼっこと言っちゃ失礼ですが、もう廃棄せないかんようなものをいつまでもなぜ子守りをしておるのと。舟入で何で一本化できんのと。できんなら、それ以外は本町やめて別のところへお願いするだとか、そういうことも集中プランの中でこうしようと言っておるんだから、そういう方向はなぜやらんのかということなんです。それについて、基本的にこういう委員会だとか何かで議論をしておるのか。町長自身が本当にこの問題について真剣に考えておるのか。担当課や部は考えておるのか。私はいつでも言っておる。言っておるけど一向にらちが明かん。結局やる気がないと。はっきり言ってね。気がないということ。気がなかったら、何年たったってできっこないんだわ。だから、細かいことはちょこちょこやったり、金を下げることはようやらせるけれども、本当に重要な問題についてもっと真剣に取り組む気があるのかないのか。私は、あんまりこんなことばかり言っておるもんで、火葬場ばかり言っておるもんで、どうも危ないなと今言われておりますが、どうか何らかの形で解決する方向やそういう道筋を示してもらいたいわけなんです。

きょうここで町長が考え方を言われるなら言ってもらえばいいし、そうでなかったら今度の常任委員会のときにまとめてお考えを聞かせていただきたい、こう思います。

環境課長 上田 実君

先ほどの資料の件ですけど、まだ平成21年度は途中なんですけど、出せる範囲のところで資料の提供をしたいというふうに思っております。もちろん近隣市町村の状況もあわせて提出をさせていただきます。

また、以前から大変ご心配をかけております斎苑の一本化につきましては、今ご指摘のように、実は町長が平成17年に、できることだったら本町斎苑と舟入斎苑を一本化したいということを前からお話ししております。舟入斎苑問題対策協議会の方たちといろんなお話をしてみいました。これまでに6回ほどしてきております。またつい最近ですと、昨年11月にも直接会って、私と部長と行っているいろんなお話を差し上げておるんですけど、当初から蟹江町が本町斎苑で火葬できる方を舟入には持ってきませんというような回答もしております。そういった回答を、いつかは何とかならないだろうかということではいろんな条件等をお聞きしておるわけですけど、なかなか話が進展しないのも事実です。ただ、我々が思っているのは、こういった打ち合わせだとか話し合いを進めていくのも非常に大切なことであろうかというふうに考えております。ただ、今すぐに一本化できるものかというふうに言われると、まだできないのが現状であります。

以上です。

町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

今、担当の課長が答えましたとおり、平成17年から町長就任以来、この問題委員会、問題委員会という対策委員会の皆さんと、実はお話をしております。菊地議員、気がないとおっしゃいますが、あえてここで反論はいたしません、非常に慎重に人生の最終の場所でありまして、荘厳な場所であります。軽々に取り決めるわけにはまいりません。ただ、蟹江町として二十数年前に前々町長さんが文書にしたためてございます。そのことにつきまして、先般のまちづくりミーティングの中でも担当者の方がお見えになりまして、お手を挙げられて提案をされました。その提案も含めて議事録にも載っております。でも、我々といたしましては、まず、集中改革プランにのっとってできることからやり、地域で予定をされております、例えば今いみじくも議員おっしゃいましたように愛西市の火葬場建設それから名古屋市火葬場建設を含めて、今いろいろ予定がしてあります。そのことも含めて2つの火葬場をこれからどうするのかということにつきましては、ing、現在進行形でありますので、気がないわけではございません。もうしばらく経緯をゆっくり見ていただくとありがたいのかなと。ただ、なかなか結論が出ないということも事実ではありますが、鋭意努力をさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

12番 山田乙三君

12番 山田でございます。

斎苑については私も若干関心がございまして、蟹江町民は1体8,000円と。それから、実績からいきますと、愛西市の永和台のところにありますのは、私の記憶間違いではないと思いますけれども、1万8,000円ではないかなと。津島市も1万8,000円。それからいって、町長あるいは市長に申し入れをして、了解を得て火葬に付すわけでありましてけれども、今回3から5倍になったというのは、ちょっと互助の精神からいきましても、お互いに助け合うという面からいきましても、少し高いのではないかなと。愛西市はご存じのように立派な斎場、セレモニーホールも兼ねたものをつくられつつありますけれども、津島市も非常に老朽化して、行く行くは改修等せざるを得ないなところだと思っておりますが、そういう中で町民8,000円でいわゆる町外、愛西市の火葬場それから津島市の火葬場を使った場合に1万8,000円、それから見ますと、4万円ですか、今度。いわゆる町外の方が、少々高いということをおっしゃっておりますが、その辺は先を見込んでの改正なのかどうなのか。ちょっとお答え願いたいと思います。

環境課長 上田 実君

先ほどの資料提供とちょっと重なる部分があるんですが、私が把握しておる数字でございますが、名古屋市の八事では町外の方は5万円であります。今ご指摘の津島市につきましては1万5,000円、町外の方は1万5,000円です。愛西市につきましては使用ができないということになっております。また、弥富市につきましては8倍の4万8,000円、飛島につきましては、これも使用ができないとなっておりますけど、特段の場合は4万円ということになります。ちなみに稲沢市の祖父江では17倍の5万円というところで、大体よその市町村を我々は考慮して3倍から5倍にというふうを考えておりますので、ご理解ください。

12番 山田乙三君

ちょっと金額の記憶間違いが若干ありましたけれども、いわゆる愛西市の永和台のところは、以前はあそこで火葬をしていただいた経緯がございますし、先ほど話が出ましたように蟹江の斎場については棺おけといいますが、少し華美なもの、立派なものですとそこでは燃やせない。そういうことで、やむを得ず5万円である八事へ行かれるケースがままあります。そういうことで、先ほどから意見出てますように、いわゆる蟹江の火葬場、舟入の火葬場につきましても、将来蟹江町にとっても一本化も含めたのと、それから内容のところは八事の火葬場の予定地がございます。そういうことも含めて、再度早急に検討、結論を出していただくよう要望したいと思います。

以上です。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民

生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 大原龍彦君

日程第20 議案第14号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

12番 山田乙三君

12番 山田です。

細かいことでございますけれども、自転車の放置の防止に関する条例ということで、皆さんご存じかと思えますけれども、駐輪禁止マークというのをご存じでしょうか。これれっきとした蟹江町にあるわけですが、一時はきちっと業者によって敷設されといいますが、道路にマーキングされていますけれども、その後、道路の改修等々にあつて、ややもするとそれが置き去りにされる。なくなってしまうと、こういうケースがございますのと、また、経年によってはげてしまつておる。こんな状態があちこちに見られるわけですが、その辺のメンテナンス等も含めてどんなようなお考えか、お聞きしたいと思いますけれども。

産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

それでは、駐輪の禁止マークの件についてお答えをさせていただきます。

今7カ所ございます駐輪場、特に駅周辺の箇所におきましては、駐輪を禁止するマークが路面に表示をしております。当初の設置からかなり年数がたつておまして、一度見直し等を含めて塗りかえ、張りかえ等をさせていただいておりますが、現場状況を再度確認させていただいた上で、消えかかっているところ等ございましたら改修をさせていただくように考えております。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 大原龍彦君

日程第21 議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 大原龍彦君

日程第22 議案第16号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 大原龍彦君

日程第23 議案第17号「海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」ないし日程第29 議案第23号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

消防長 上田正治君

提案説明した。

民生部長 加賀松利君

提案説明した。

副町長 水野一郎君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号ないし議案第23号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号ないし議案第23号の7議案は、精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第30 議案第24号「平成22年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第39 議案第33号「平成22年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題といたします。

順次、提案説明をお願いいたします。

副町長 水野一郎君

ご提案申し上げます。

一般会計の予算書、特別会計予算書及び予算説明書の1ページをごらんいただきたいと思っております。予算書のほうをお願いいたします。

議案第24号 平成22年度蟹江町一般会計予算。

平成22年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億4,721万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一考えでのこれらの経費の各項の款の流用とする。

平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

6ページのほうをお願いいたします。

第2表 債務負担行為。

海部土地、海部津島土地開発公社の債務に対する保証でございます。期間は、平成22年度から28年度まで、限度額といたしましては5億円でございます。このほかに利子及び事務費に相当する額ということでございます。

次に、海南病院施設整備事業補助金、平成23年度から平成36年度まで、限度額といたしましては3億3,782万円でございます。

第3表 地方債。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額が7億円。蟹江南保育所改築事業1億2,900万円、土地区画整理事業5,200万円、街路整備事業5,600万円、バリアフリー化整備事業3,800万円、合計9億7,500万。起債の方法は、証書借入でございます。利率償還の方法につきましては記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、歳入歳出の説明につきましては、別の資料の平成22年度予算関係資料、こちらのほうの3ページ、4ページでご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款町税、1項町民税から6項の都市計画税まで、合計47億5,460万5,000円、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税から3項地方道路譲与税まで9,400万円、3款利子割交付金2,200万円、4款配当割交付金1,100万円、5款株式等譲渡所得割交付金500万円、6款地方消費税交付金3億2,500万、7款自動車取得税交付金6,200万円、8款地方特例交付金、合わ

せて特例交付金で6,500万円、9款地方交付税1億8,000万円、10款交通安全対策特別交付金800万円、11款分担金及び負担金3億2,137万3,000円、12款使用料及び手数料8,354万3,000円、13款国庫支出金、1項国庫負担金から3項国庫委託金まで8億1,310万6,000円、14款県支出金、1項県負担金から4項の県交付金まで合計5億5,080万9,000円、15款財産収入、運用収入と売払収入、合計1,050万5,000円、16款寄付金3万5,000円、17款繰入金、これは特別と基金両方合わせまして3億5,139万7,000円、18款繰越金4,906万3,000円、19款諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料から5項の雑入まで、合計2億6,577万4,000円、20款町債9億7,500万円。

歳入合計でございますが、89億4,728万円でございます。前年の21年度予算が89億1,143万6,000円、当初の比較でございますが、差し引き3,577万4,000円の増ということでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費1億1,955万8,000円、2款総務費、1項総務管理費から6項監査委員費まで、合計11億9,756万3,000円、3款民生費、1項社会福祉費から3項災害救助費まで、合計32億9,834万8,000円、4款保健衛生費、清掃費、合計10億4,560万6,000円、5款農林水産費1億1,226万2,000円、6款商工費1億2,727万4,000円、7款土木費、1項土木管理費から4項都市計画費まで、合計9億856万4,000円、8款消防費5億1,675万1,000円、9款教育費、1項教育総務費から6項私立学校費まで、合計9億1,863万円、10款公債費6億9,465万4,000円、11款予備費800万円。

歳出合計であります。89億4,721万円でございます。21年度予算当初89億1,143万6,000円、当初比較では3,577万4,000円の増額でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

民生部長 加賀松利君

はい、お願いいたします。

議長 大原龍彦君

ちょっと待って。土地取得特別会計予算、はい、お願いします。

副町長 水野一郎君

大変申しわけございません。続いて、私のほうから土地取得の特別会計のほうをご提案させていただきます。

255ページのほうをお願いいたします。

議案第27号 平成22年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成22年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,058万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。
平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

262ページ、263ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目土地開発基金運用収入、本年度予算額58万円。1 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目土地売払収入、項目程度の1,000円でございます。

2 款1 項1 目繰越金、これにつきましても1,000円、項目程度計上させていただいております。

3 款諸収入、1 項土地開発基金借入金、1 目土地開発基金借入金1 億8,000万円でございます。3 款諸収入、2 項諸収入、1 目預金利子、2 目雑入、いずれも1,000円、項目程度計上させていただいております。

次に、264ページ、265ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

第1 款土地取得費、1 項土地取得費、1 目同じく土地取得費1 億8,000万3,000円、来年度につきましては、今須成線関係の事業の土地の取得、工作物等の補償のほうを予定いたしております。

2 款1 項1 目土地開発基金費58万円、これは利子の積立金でございます。

3 款1 項諸支出金、1 目土地開発基金償還金1,000円、項目程度計上させていただきました。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

民生部長 加賀松利君

それでは211ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます議案第25号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成22年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億4,444万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。
歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

別冊にございます平成22年度の民生部特別会計予算説明資料のほうをごらんいただきたい
と思います。

はねていただきまして、最初の1ページでございます。こちらのほうで説明させていただきます。

平成22年度国民健康保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入の科目。

1 款 1 項国民保険税 9 億7,457万円。

2 款使用料及び手数料、 1 項手数料2,000円。

3 款国庫支出金、 1 項国庫負担金、 2 項国庫補助金、 合計 7 億1,719万5,000円。

4 款療養給付費交付金、 1 項療養給付費交付金 1 億7,512万7,000円。

5 款 1 項前期高齢者交付金 8 億463万5,000円。

6 款県支出金、 1 項県負担金、 2 の県補助金、 合計 1 億4,426万6,000円。

7 款 1 項共同事業交付金 2 億8,605万6,000円。

8 款財産収入、 1 項財産運用収入32万4,000円。

9 款繰入金、 1 項他会計繰入金、 2 基金繰入金、 合計 1 億4,298万1,000円。

10款 1 項繰越金8,807万1,000円。

11款諸収入、 1 項延滞金及び過料から 4 項の雑入まで、 合計1,121万9,000円。

歳入合計33億4,444万6,000円、前年度予算額は33億9,445万5,000円で、比較減が5,000万
9,000円でございます。

はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費、 1 項総務管理費2,922万6,000円、失礼しました、 1 項総務管理費と 2 項の運
営協議会費、 合計2,960万4,000円。

2 款保険給付費、 1 項療養諸費から 5 項の葬祭諸費まで、 合計が23億4,150万8,000円。

3 款 1 項後期高齢者支援金等 4 億2,694万9,000円。

4 款 1 項前期高齢者納付金等80万5,000円。

5 款老人保健拠出金同じく 1 項老人保健拠出金882万4,000円。

6 款介護納付金、 1 項介護納付金 1 億7,941万6,000円。

7 款 1 項共同事業拠出金 2 億9,778万8,000円。

8 款保健事業費、 1 項特定健康診査等事業と 2 項の保健事業費で3,711万8,000円。

9 款 1 項基金積立金32万4,000円。

10款諸支出金、 1 項償還金及び還付加算金211万円。

11款予備費、 1 項予備費2,000万円。

合計、歳出合計33億4,444万6,000円、前年度が33億9,445万5,000円減の5,000万9,000円でございます。

予算書の243ページをお願いいたします。

続きましてご提案申し上げます243ページ、議案第26号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計予算。

平成22年度蟹江町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

説明内容は、別冊の民生部の特別会計の説明資料で説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

平成22年度蟹江町老人保健特別会計予算額一覧表でございます。

歳入。

款項目のほうから、1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金と2目審査支払手数料交付金で4,000円となります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金で83万3,000円でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金20万8,000円。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金100万円。

5款1項1目繰越金1,000円でございます。

6款諸収入、1款1目預金利子と2の雑入でございまして、2,000円上げさせていただきました。

本年度予算204万8,000円、前年度予算は300万円で、比較は95万2,000円の減でございます。

歳出。

1款1項医療諸費で、1目医療給付費、2目医療支給費、3目審査支払手数料で100万円計上させていただきました。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金で1,000円、2項繰出金、1目一般会計繰出金で104万5,000円で、合計諸支出金104万6,000円を計上させていただきました。

3款1項1目で、予備費2,000円。

合計、歳出合計204万8,000円、前年度予算は300万円ですので、減の95万2,000円でございます。

続きまして、279ページの介護保険管理をお願いします。279ページでございます。

ご提案申し上げます。議案第29号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成22年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,909万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容説明は、別冊の民生部の特別会計予算資料の4ページのほうをお願いいたします。

平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表で、歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、3 億3,765万円でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、2 項の国庫補助金、1 目の調整交付金から3 目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございます。合計国庫支出金は、2 億7,626万4,000円でございます。

3 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、2 目の地域支援事業支援交付金、合計で4 億2,072万9,000円。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金と、2 項の県補助金、1 目の地域支援事業交付金（介護予防事業）と、2 目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございます。合計県支出金は2 億1,406万6,000円でございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金27万5,000円でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金から4 目のその他一般会計繰入金、2 項の基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金と2 目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金が、合計で繰入金2 億3,253万8,000円でございます。

はねていただいて、5 ページのほうをお願いいたします。

7 款1 項1 目繰越金100万円。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金と2 目の過料で、それから2 項の預金利子、1 目預金利子、3 項の雑入、1 目の第三者納付金から2 目返納金、3 目雑入で、諸収入合計6,000円でございます。

本年度歳出合計14億8,909万2,000円、前年度は13億9,823万7,000円、比較は9,085万5,000円の増でございます。

続きまして、339ページをお願いいたします。ごめんなさい。失礼いたしました。今歳入でございましたので、今度は歳出をお願いいたします。介護保険給付費、先ほどの、申しわけございません。特別会計予算説明資料のほうで、歳出の6ページのほうをお願いいたします。

6 ページの1 款総務費、1 項総務管理費と1 目一般管理費と、2 項の徴收費、1 目の賦課徴收費、合計で総務費は3,268万5,000円。

2 款の保険給付費、1 項の保険給付費、1 目の保険給付費と2 目の審査支払手数料、2 項の高額介護サービス費等、1 目の高額介護サービス費等で、保険給付費は合計14億987万3,000円でございます。

3 款地域支援事業費、1 項の介護予防事業費、1 目の介護予防事業費、2 項の包括的支援事業・任意事業それから1 目の包括的支援事業・任意事業費でございます。合計地域支援事業費3,125万3,000円でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金と2 目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金で、27万8,000円でございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付加算金、2 目の償還金それから2 項の繰出金、1 目の一般会計繰出金、諸支出金合計1,500万2,000円でございます。

それから6 款予備費、1 項1 目予備費、1,000円の頭出しでございます。

合計、歳出合計が14億8,909万2,000円、前年度が13億9,823万7,000円、比較9,085万5,000円の増でございます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

続きまして、339ページの後期高齢者医療保険事業の特別会計でございます。

ご提案申し上げます。議案第32号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成22年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,773万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容の説明は、別冊の民生部の特別会計の資料の7ページのほうをお願いいたします。

平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表の歳入でございます。

款項。1 款1 項1 目後期高齢者医療保険料2億7,613万4,000円。

2 款県支出金、1 項県負担金、1 目は保険基盤安定拠出金2,837万8,000円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目事務手数料1,000円。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目の療養給付費繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、3 目事務費繰入金、合計繰入金2億4,121万円。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、2 目還付加算金、2 項預金利子、1 目預金利子、3 項雑入、1 目雑入、合計諸収入は1万3,000円でございます。

6 款1 項1 目繰越金200万2,000円でございます。

歳入の合計が、5億4,773万8,000円、前年度が5億3,086万6,000円で、1,687万2,000円の増でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理事務費、2目電算管理事務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、合計総務費が605万9,000円になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金5億3,966万4,000円でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付加算金、2目が償還金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、諸支出金、合計201万2,000円でございます。

4款1項1目予備費3,000円でございます。

歳出合計5億4,773万8,000円、前年度が5億3,086万6,000円、比較増減1,687万2,000円の増でございます。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、産業建設部所管の平成22年度特別会計当初予算、ご提案申し上げます。

まず1番初めに、区画整理事業の第二学戸でございますが、267ページ、予算書の267ページをごらんいただきたいと思います。

議案第28号 平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算。
平成22年度の名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。
平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

274ページ、275ページをごらんください。

この会計につきましては、清算徴収金の整理事務でございますので、まず、歳入でございます。

第1款清算徴収金、第1項清算徴収金、目1清算徴収金、本年度予算額31万8,000円でございます。清算徴収金の分割徴収者2名分の清算徴収金でございます。

第2款繰越金、第1項繰越金、目1繰越金並びに第3款諸収入、第1項預金利子、1預金利子がともに1,000円でございますが、頭出し予算でございます。

第3款の諸収入、第2項清算金利子、目1清算金利子、本年度予算額1万8,000円、分割徴収金2年分の清算金利子の収入でございます。

次ページをごらんください。276、277ページをごらんいただきたいと思います。

歳出に入ります。

第1款土地区画整理費、第1項土地区画整理管理費、目1土地区画整理事業費、本年度予算額33万8,000円、前年度と比較しますと300万円の減でございます。節につきましては29節の繰出金、繰出金でございます。土地区画整理事業の整備事業費の繰出金、これは収入で受けました清算徴収金を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。

続きまして、コミュニティ・プラントの特別会計をご提案申し上げます。

301ページをごらんいただきたいと思います。予算書の301ページでございます。

議案第30号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成22年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ706万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

308ページ、309ページをごらんください。

歳入でございます。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、目1コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額33万8,000円。節といたしましてはコミュニティ・プラントの事業分担金で、1件分を予定しております。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、目1使用料、本年度予算額518万円。節といたしましては、使用料で498万円、滞納繰越分で20万円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、本年度予算額153万9,000円でございます。これは財源補てんのための一般会計繰入金153万9,000円でございます。

第4款繰越金、第1項繰越金、目1繰越金、本年度予算額1,000円並びに諸収入、第5款諸収入、第1項預金利子、目1預金利子1,000円、第5款の諸収入、第2項の雑入、目1雑入、本年度予算額1,000円、頭出し予算でございます。

次に、310ページ、311ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、目1一般管理費、本年度予算額706万円、前年度予算額754万円、比較といたしましては45万円の減でございます。内訳につきましては、11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料、15の工事請負費、28節の繰出金でございます。こ

れはもっぱら施設を維持管理していくための予算でございます。

主なものといたしましては、一般管理事務費の11節需用費、1番の電気料230万4,000円、12節役務費、手数料の汚泥処理手数料118万8,000円、13節の委託料287万円、処理施設維持管理業務委託でございます。工事請負費としましては、公共汚水ますの取り付け管敷設工事として45万円を見込んでおります。

以上でございます。

次に、3つ目でございますが、313ページをごらんいただきたいと思います。

公共下水道事業の会計でございます。

議案第31号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算。

平成22年度蟹江町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,035万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。地方債。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

まず、316ページ、第2表の地方債についてご説明申し上げます。

これにつきましては、公共下水道事業の事業を行うために起債を起こすものでございますが、本年度につきましては起債の目的として、公共下水道事業4億5,000万円、流域下水道事業として5,220万円、合わせて5億220万円の起債を予定しております。方法といたしましては証書借り入れ。なお、利率、償還のほうにつきましては、後でお目通し願いたいと思います。

それでは、320ページと321ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、目1下水道整備事業分担金、本年度予算額247万7,000円でございます。内訳につきましては、21年度新たに下水道が整備される地区としまして東水明台団地が整備されますので、その分担金の計上でございます。東水明台団地整備事業分担金247万5,000円を計上させていただいております。それから、滞納繰越分としましては頭出しの1,000円、それから流域関連の分担金といたしまして、これは公共下水道事業が新たに流域関連が始まりますので、その流域関連の分担金、これは地区外から流入される分担金でございますので、これも頭出し1,000円でございます。

第1款分担金及び負担金、第2項負担金、目1流域関連受益者負担金、本年度予算額

1,735万4,000円。これにつきましては、平成20年の4月から新たな供用開始を行う地区で受益者負担金を徴収いたします。その金額の見込みといたしまして1,735万4,000円を計上させていただきます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、目1使用料、本年度予算額870万1,000円。これにつきましても2つに分かれておりまして、1が既に始まっております豊台団地の使用料で315万円、次に、3番目の流域関連使用といたしまして555万円を計上させていただきます。

第2款使用及び手数料、第2項手数料、目1総務手数料、本年度予算額7万4,000円。これも新規でございます、総務管理手数料といたしまして4点ございます。下水道の工事を行うために必要な手数料でございます、1番としては計画審査手数料1万2,000円、排水設備工事検査手数料6万円、あと指定工事店の指定手数料と責任技術者管理手数料としましてそれぞれ1,000円を計上させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1公共下水道事業費国庫補助金、節といたしましては公共下水道事業の国庫補助金で、4億円を見込んでおります。国庫補助を対象事業費としまして8億円、その2分の1ということで4億円の歳入を見込んでおります。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、本年度予算額が1億9,954万7,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、次ページをお願いいたします。

第5款繰越金、第1項繰越金、目1繰越金、それと次の第6款諸収入、第1項預金利子、目1預金利子につきましては、頭出し予算の1,000円でございます。

次に、第6款の諸収入、第2項の雑入、目1の雑入でございます。本年度予算額が1,000万1,000円でございます。内容につきましては、消費税等の還付金1,000万円を見込んでおります。

第7款町債、第1項町債、目公共下水道事業債、本年度予算額5億220万円。先ほど第2表で説明申し上げましたように、公共下水道事業債と流域下水道事業債合わせまして5億220万円の起債の資金を見込んでおります。

次に、廃款としましては、県支出金、県補助金、公共下水道事業補助金がなくなりますので、廃目とさせていただきます。

続いて、歳出に入ります。

324ページ、325ページをお願いいたします。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、一般管理費、本年度予算額4,226万4,000円。主なものといたしましては、一般管理人件費で、現在の下水道課を含めました管理人件費を計上させていただきます。給与としましては1,669万1,000円、職員手当と共済費含めまして3,200万ほどの人件費を見込んでおります。

次に、0002の一般管理事務費、一般管理的な経費の事務費でございますが、主なものといたしましては、一番下の19節負担金補助及び交付金の負担金、下から3つ目の県派遣職員負担金、この県派遣職員につきましても、22年におきましても県職員の派遣要請をいたしておりますので、その負担金として支払いをするものでございます。

次に、326ページ、327ページでございます。

事業費に入ります。第2款事業費、第1項公共下水道事業費、目1公共下水道事業費、本年度予算額10億3,108万円。主なものといたしましては、公共下水道の整備事業でございますが、0001の流域関連整備事業と書いてございます。これは旧の公共下水道事業でございますが、名称の精査をいたしまして流域関連として入れてございます。トータルが9億7,706万8,000円でございます。

主なものは、13節の委託料1億530万5,000円。これにつきましては公共下水道の管渠工事の管理委託、実施設計の委託業務それから公共下水道管渠の工事検査等の委託が入っております。

次に、15節工事請負費7億2,520万円。これにつきましては、公共下水道管渠布設工事が主なものでございまして、ご説明、所信表明にございましたように、駅前団地、本町新屋敷処理分区等の公共下水道の管渠布設工事を行うための工事請負費でございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金、主なものといたしましては、1の日光川下流流域下水道事業負担金5,303万9,000円。次に、補助金がございますが、この補助金は新たな流域関連の下水道事業が始まりますので、その宅地からの配管のつけかえによります補助金を見込んでおります。3本ございます。公共下水道整備接続促進費補助金2,330万円、2番としましては浄化槽の汚水貯留槽移設転用費補助金、それから3番目に生活保護費世帯水洗便所改造補助金等合わせて2,570万円の補助金を見込んでございます。

それから、次に0002の東水明台団地整備事業、これにつきましては新たに平成22年に東水明台が整備されますので、その整備事業費として上げさせていただいております。トータルとしましては5,400万ほど上げさせていただいております。中身につきましては、大部分が工事請負費の5,200万円でございます。

次に、目2の維持管理費でございます。これは流域関連の管理運営費用でございますので、一般的に管理運営をする費用として予算を計上させていただきました。トータルとしましては1,198万7,000円。主なものといたしましては、次ページ、329ページの13節の委託料、そのうち下水道台帳の作成費それから下水道事業の供用開始の案内パンフレットの作成等が入っております。

それから次に、中段のところ豊台団地管理運営費用といたしまして、豊台団地を管理運営するための費用といたしまして、役務費と委託料の2点を上げまして、310万ほどの予算を見込んでおります。

次に、公債費でございます。

第3款公債費、第1項公債費、目1元金、本年度予算額1,204万7,000円、前年度予算額404万6,000円で、800万1,000円の増となっております。内容につきましては、今までに借り込んでおります下水道事業債の償還金利子及び割引料でございます。元金の金としましては、町の町債償還金元金としまして1,204万7,000円、下段のほうではその利子といたしまして3,977万2,000円、合わせて5,181万9,000円の公債費を計上させていただきました。

なお、最後には予備費として、本年度予算額10万円を計上させていただきました。

以上、ご提案申し上げますので、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 大原龍彦君

水道までやりますが、よろしいですか。

3時も近くなりましたが、水道の予算もやってよろしいですか。

(異議なしの声あり)

いいですか、はい。

じゃ、続きまして、佐野水道部次長、よろしくお願ひします。

水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

では、ご提案申し上げます。1ページ目でございます。

議案第33号 平成22年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成22年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分1、事業量、1項1家配水量、説明、明細のほうで、1、年総雨量といたしまして471万立方メートル、1日平均といたしましては1万2,904立方メートル、1日1人当たりの平均といたしましては354リッターでございます。

項目2、有収水量といたしまして24万6,000立方メートル、有収率といたしましては90.1%を挙げさせていただきました。

4、給水加入件数1万2,660件、給水人口3万6,455人。建設改良費につきまして、総額は総務費から固定資産取得費までの合計で2億4,699万7,000円。それから職員の計画ではございますが、損益勘定所属職員といたしまして5名、2の資本勘定所属職員といたしまして2名。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の分でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で、7億

3,091万8,000円でございます。

1ページはねていただきまして、支出のほうでございます。

第1款水道事業費につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億1,235万円でございます。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,041万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,884万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,670万円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額487万3,000円で補てんするものとする。)

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金で1億2,020万7,000円。

支出の分でございます。

第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の予備費の合計で3億62万1,000円。

議会の議決を経なければ、流用することのできない経費。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費5,906万5,000円と、2番の交際費1万円でございます。

棚卸資産購入限度額。

第6条 棚卸資産の購入限度額は、697万5,000円と定める。

平成22年3月3日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、4ページの平成22年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、23ページの平成22年度資本的収支補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

それから24ページの平成22年度実施計画明細書につきましては、別添の資料で説明させていただきますので、お願いいたします。

平成22年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益から3目のその他営業収益までの合計で、7億3,001万6,000円。2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金と3目の収益の合計、雑収益の合計で、87万6,000円を計上させていただき、3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益から2目過年度損益修正益2万5,000

円で、2万6,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては、7億3,091万8,000円、前年度予定額でいきますと、7億3,239万8,000円、148万円の減でございます。

続きまして、支出の部でございます。

1款水道事業費用、1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用の合計で、6億8,536万2,000円。それから2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で2,163万8,000円、3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損から2目の過年度損益修正損の合計で、35万円でございます。4項1目の予備費については500万円を計上させていただき、本年度予定額といたしましては7億1,235万円、前年度と比較いたしますと1,681万8,000円の減でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

1款資本的収入につきましては、1項の工事負担金、1目の工事負担金でございます、1億2,020万6,000円、2項の固定資産売却代金、1目同名でございます1,000円、合計で1億2,020万7,000円、前年度と比較いたしますと900万円の減でございます。

裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、1項建設改良費、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で、2億4,699万7,000円、2項1目の企業債償還金で5,332万4,000円、3項1目予備費でございますが、30万円、合計いたしまして3億62万1,000円、前年度比較いたしますと2,798万9,000円の減でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,041万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,884万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,670万円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額487万3,000円で補てんするものとする。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 大原龍彦君

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号ないし議案第33号は、来る3月16日、17日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号ないし議案第33号の10議案については精

読され、3月16日、3月17日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

暫時休憩いたします。25分から再開します。

(午後 3時04分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時25分)

議長 大原龍彦君

お諮りします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町副町長の選任について」、議案第1号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」、議案第17号「海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」ないし議案第23号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を、この際日程に追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、10議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長 大原龍彦君

追加日程第40 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に、菊地久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地久君を、海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました菊地久君が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました菊地久君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

あいさつは省略します。

議長 大原龍彦君

追加日程第41 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

ここで、河瀬産業建設部長の退席を求めます。

(河瀬産業建設部長退席)

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

河瀬産業建設部長の入場を許可いたします。

(河瀬産業建設部長入場)

ただいま選任同意されました河瀬産業建設部長よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

産業建設部長 河瀬広幸君

失礼いたします。議長の許可を得ましたので、貴重なお時間をおかりしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど皆さんの賛同によりまして、副町長の任を4月1日から仰せつかることになりました。このことにつきましては、私は大変光栄なことと存じておりますが、それと同時に責任の重さに身の引き締まる思いでございます。もとより非力ではございますが、与えられた職責とともに、横江町長と一緒にこの蟹江町政を全力を尽くして推進してまいりたいと存じます。議員の皆様にはより一層のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。ごあいさつと

させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 大原龍彦君

追加日程第42 議案第1号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

追加日程第43 議案第17号「海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

追加日程第44 議案第18号「海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

本案は制度となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

追加日程第45 議案第19号「海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

追加日程第46 議案第20号「海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

追加日程第47 議案第21号「愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

追加日程第48 議案第22号「海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

追加日程第49 議案第23号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時38分)